

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 1 日

関係所属所長 様

公立学校共済組合埼玉支部事務局長

資格確認書の先行交付について

1. お願い

- ・令和 7 年 3 月 10 日付け公共埼第 688 号通知「令和 7 年度人事異動等に伴う共済組合員資格関係の事務手続について」に基づき、今年度当初に当共済組合員資格を取得した組合員に対し、資格確認書を職権で先行交付いたします。
- ・該当の組合員に下記「2. 配布物」記載の書類等をお渡してください。

2. 配布物

- ①資格確認書
- ②資格確認書の先行交付について ※組合員向けのもの
- ③資格情報のお知らせ・資格確認書の交付を受けられた方へ
※②③については、対象者が複数いる場合、所属所で複写して該当者に渡してください。

3. 注意点

- ・資格取得の申告を受けたか否かに関わりなく交付をしております。
「当該交付を受けた」＝「資格取得の申告が不要」ではありません。資格取得の申告手続きについて遺漏なきよう、対象者の方へお知らせ願います。
- ・原則、有効期限が過ぎた資格確認書の返却は不要です。ただし有効期限前に対象者が資格を喪失する場合は、返却が必要となります。
- ・資格取得日時時点で 70 歳以上の組合員は、標準報酬月額が定まらないと交付ができないため、先行交付対象外となっております。

担 当：〒330-0063

さいたま市浦和区高砂 3-14-21

公立学校共済組合埼玉支部資格管理担当

(埼玉県教育局教育総務部福利課内)

電 話：048-830-6694

FAX：048-824-2638

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 1 日

該当組合員 様

公立学校共済組合埼玉支部事務局長

資格確認書の先行送付について

1. 概要

- ・今年度当初に当共済組合員資格を取得した組合員に対し、「資格確認書」を先行交付いたします。
- ・「資格確認書」を医療機関等に提示することで、ご自身の自己負担割合（3割負担等）にて保険診療を受けることができます。

2. 注意点

- ・本来申告に基づいて交付するところを、年度当初の例外的な取扱いに基づき先行交付しているものです。資格確認書受領日現在で資格取得の申告を行っていない場合には、申告について遺漏なきようお願いいたします。

担 当：〒330-0063

さいたま市浦和区高砂3-14-21

公立学校共済組合埼玉支部資格管理担当

（埼玉県教育局教育総務部福利課内）

電 話：048-830-6694

FAX：048-824-2638

被扶養者の資格が取消となる場合にはすぐに届出を！

被扶養者について、認定限度額（※）以上の恒常的な収入がある場合には、公立学校共済組合の被扶養者としての資格は取消となります。被扶養者の収入状況等をよく御確認ください。

※認定限度額：年額130万円

（国民年金法及び厚生年金保険法に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者及び60歳以上の者については、年額180万円）

なお、被扶養者の認定が取消となる代表的な例を下記にまとめましたので参考にしてください。取消となる場合は、速やかに所属所をとおして手続をしてください。

記

1 就職した。

- （1）勤務先の健康保険制度（協会けんぽ等）に加入した（アルバイト・パートでも条件によっては加入することがあります。）。
- （2）給与の月額（見込み）が108,334円以上になる雇用条件で採用された（認定限度額130万円の場合）。
- （3）給与の月額見込みを出すことのできない雇用条件（時給や日額のみ決められている等）で働いていて、12か月間の合計額（※）が130万円以上となった（認定限度額130万円の場合）。

※12か月間の合計とは、会計年度や暦年単位ではなく1月から12月、2月から翌年1月、3月から翌年2月と毎月順にずらして常に12か月間の合計で判断します。

- 2 失業手当を月額3,612円以上で受給開始した（認定限度額130万円の場合）。
- 3 公的年金の決定や年金額の改定により、恒常的な収入が限度額以上となった。
- 4 企業年金や私的年金（個人型確定拠出年金（iDeco）、個人年金、財形年金等）を含めて恒常的な収入が認定限度額以上となった。
- 5 確定申告で事業所得等又は事業所得等と給与・年金等の合計額が認定限度額以上になった。
- 6 配偶者の総収入額が組合員の総収入額を超過した。

配偶者と組合員の収入差額が、多い方の1割を超えた場合は被扶養者（子）の認定取消となります。配偶者に給与収入がある場合は1月に発行される源泉徴収票の支払金額により、確定申告をしている場合は確定申告書により収入比較をしてください（夫婦とも公立学校共済組合員である場合を除く。）。

（注1）子を扶養している組合員が育児休業を取得している場合、育児休業に入る直前の年の「源泉徴収票の収入額」と配偶者の総収入額とで比較します。

（注2）育児休業や産前産後休暇中は収入逆転しても扶養替えする必要はありません。

7 別居している被扶養者への送金額が減少した。

組合員の送金額（B）が被扶養者の総収入額（A）※（組合員からの送金額（B）を含む。）の1/3未満になった。

総収入額 (A) ※	=	認定対象者 自身の収入	+	組合員の 送金額 (B)	+	組合員以外の 者の送金額	+	認定対象者に対する 生活費負担額
---------------	---	----------------	---	-----------------	---	-----------------	---	---------------------

8 住民票が日本国内になく、国内居住要件の例外にも該当しない。

資格情報のお知らせ } 資格確認書 } の交付を受けられた方へ

記載内容（氏名、生年月日、性別、資格取得年月日等）を御確認ください。

なお、組合員本人と被扶養者の資格取得に関する申告を同時に行っていただいた場合でも、処理状況により別送となることがございます。御了承ください。

内容等の不備や御不明な点がありましたら、下記担当へ御連絡ください。

※ 高齢受給者（70 歳以上 75 歳未満）の方が新たに資格取得した際の負担割合は、決定に 1 か月～2 か月を要するため、暫定的に「3 割」で交付することがあります。決定した負担割合が「3 割」以外である場合は再作成して送付いたします。

また、医療機関受診時の自己負担金に差異が生じた場合は、後日返金いたします。

	資格情報のお知らせ	資格確認書
対象者	全員に交付	マイナ保険証を持っていない者が対象（一部例外有）
医療機関受診	不可	可
有効期限	—	有
返納	—	要 ※有効期限の当日までに喪失・変更事由が発生した場合は返納
再交付	原則不可 ※高齢受給者等の負担割合の変更時には交付されます。 ※改姓・紛失等では再交付されません。	可 ※汚損・紛失した場合は、再交付申請をしてください。
備考	資格情報は、マイナポータル（マイナンバー制度に連動した政府運営のオンラインサービス）でも確認が可能です。	●裏面に住所を御記入ください。 ●「臓器提供意思表示欄」への御記入は任意です。御記入された場合で、その内容を他者に知られたくない場合は、同封の「意思表示欄保護シール」を貼付してください。

※ 個人番号と資格情報の連携スケジュールの都合上、資格情報のお知らせと資格確認書は、それぞれ異なる時期に送付となる場合がありますので、ご了承ください。

その他留意事項

- 1 組合員の退職や被扶養者の資格取消等があった場合は、速やかに申告書の必要書類を提出してください。参考に、裏面に被扶養者の資格が取消となる場合等について記載しました。
- 2 共済組合の資格喪失後に共済組合の保険証等（マイナ保険証、資格確認書等）で医療機関等を受診し保険診療を受けた場合には、共済組合・互助会が負担した医療費を返納する必要があります。

<お問合せ先>

住所：〒330-0063

さいたま市浦和区高砂 3-14-21

公立学校共済組合埼玉支部資格管理担当

（埼玉県教育局教育総務部福利課内）

電話：048-830-6694